

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

福井厚生年金 事案 575

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和42年3月11日にA社に入社後、同年6月1日に子会社であるB社（後に、C社に名称変更。）に転籍し、49年3月15日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し（昭和42年6月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申

立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの間、A職としてB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、B社に関連するC業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の元同僚は、「申立人は、B社の名義を借りて事業を行っていた者に雇用されていた。」と供述しているところ、上記同僚の供述から、申立期間当時、申立人と同じ雇用形態であったとみられる元同僚4人のうち、1人については、供述のあった勤務期間と雇用保険の被保険者記録は概ね一致するものの、厚生年金保険の被保険者記録とは一致しておらず、2人については、申立人と同様に雇用保険の被保険者記録が確認できる全期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できないなど、全ての者について、勤務していたと考えられる期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致していない状況が確認できることから、当時、当該事業所では、名義を貸して事業を行っていた者に雇用されていた従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記4人の元同僚のうち生存が確認できる2人に照会しても、雇用保険の被保険者期間であるものの厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きない期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び具体的な供述を得ることはできない。

さらに、申立期間当時、当該事業所において経理事務を担当していたとする元専務は既に死亡している上、賃金台帳等の関係資料も無く、名義を借りて事業を行っていたとする者からも厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られず、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立期間について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 577 (事案 489 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から29年12月31日まで
② 昭和31年2月12日から33年8月19日まで

私の妻は、平成20年頃に、余命幾ばくも無いことを告げられ、入退院を繰り返す中で、身辺整理の一環として脱退手当金の記録に係る確認の申立てを行った。妻は、前回申立てに係る審議の途中で死亡し、私も妻が亡くなってぼう然としていたので、申立内容の不鮮明な部分について、十分に説明することができなかった。

妻は、生前に、「昭和33年9月頃から34年10月過ぎまでは、自宅に居住しておらず、A市の友人宅に寄留していた。その際、厚生年金保険被保険者証などは持参していなかった。」と言っていたことから、34年10月13日に脱退手当金が支給決定されていることは不自然であり、妻が自ら脱退手当金を請求及び受給したとは考えられない。

また、妻が人生最後の身辺整理に当たり、虚偽の申立てを行うはずは無く、前回の申立てにおいて記載していないことや私なりに気づいた部分があるので再調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答(昭和34

年8月22日)したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、ii) 申立期間の脱退手当金は、昭和34年10月13日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったほか、申立期間以降、長期間にわたり厚生年金保険の加入記録が無いことを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人からは受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成23年8月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人の夫は、生前の申立人から昭和33年9月頃から34年10月過ぎまで、友人宅に居住しており、脱退手当金の請求に必要な厚生年金保険被保険者証などは所持していなかったと聞いていることから、同年10月13日付けで脱退手当金の支給決定が行われたとする申立人の年金記録は不自然であると主張している。

しかしながら、申立人の婚姻前の戸籍に係る改製原附票については、保存年限経過により廃棄されており、脱退手当金の支給決定当時の住所地が確認できない上、申立人の親族及び申立人が当時居住していたとする友人宅の関係者に照会しても、申立人が当時、当該住所地に居住していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、脱退手当金の裁定請求については、居住地近くの社会保険事務所(申立期間当時は、都道府県保険課)において又は郵送での手続きが可能である上、委任を受けた者による代理請求も可能であることから、申立人が自宅とは別の住所に居住していたことをもって脱退手当金の請求ができなかったとは言えず、申立人に係る支給決定日が不自然であるとは認め難い。また、その受給についても、脱退手当金は、裁定請求書に記載された居住地近くの指定金融機関において受け取ることが可能であり、当該金融機関窓口では、支払通知書を持参して受け取りに来た者が本人又は本人の委任を受けた者であることを身分証明書及び委任状で確認の上、受領印を徴することとされていることから、権限の無い第三者に支払われることは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金については、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和34年10月13日に支給決定されており、退職から支給決定までに長期間が経過していること、及び当該事業所の当時の社会保険等事務担当者は、退職者から裁定請求書を預かった場合にのみ社会保険事務所に持参していたと供述していることなどを踏まえると、事業主による代理請求が行われたとは考えられず、他

方、申立人は、当該支給決定日の約2か月後に婚姻していることが確認できることから、本人による請求及び受給が行われたものとみても不自然ではない。

加えて、申立期間である2回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であるなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案については、保存期間の経過により当該書面等が、現存しておらず、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情を考慮して判断しなければならない。

本事案については、前回の申立てに係る当委員会の決定のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない上、上記の通り脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。